

～職業能力開発施策の充実に向けた工程表～

社会保障国民会議第一分科会中間とりまとめ(平成20年6月19日)及び社会保障国民会議最終報告(同年11月4日)の該当箇所		工程表(平成20年度～)				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
①雇用状況の悪化を踏まえた職業訓練の強化						
・離職者訓練の拡充	<p>【最終報告】(p7 18行) 職業能力訓練校等のコース・カリキュラムを介護などの今後一層成長が見込まれる分野のウェイトを高めるよう見直すとともに、その内容も就労時に実際に求められる能力の開発につながるものとするなど、就労ニーズに即した能力開発の実現に向け、至急かつ継続的に取り組むべきである。</p>	<p>雇用失業情勢の厳しい地域における職業訓練の強化(20年度第1次・第2次補正予算) ※第1次補正予算:3,000人分 第2次補正予算:2,200人分</p>	<p>離職者訓練の実施規模の拡充(21年度予算案) ※定員3.5万人分の増</p> <p>今後雇用の受け皿として期待できる分野(介護、IT等)での安定雇用に向けた長期間の訓練の実施(21年度予算案) ※定員17,500人分(上記3.5万人の内数)</p>			
・訓練期間中の経済的支援の充実	<p>【中間とりまとめ】(p5 29行) 雇用保険給付を受けられる者以外の者についても、能力開発期間中の生活資金が受けられるように、制度の抜本的拡充等の施策が必要となろう。さらに、海外の制度なども参考にして、一定の基準の下、生活資金を給付する仕組みについても検討すべきである。</p>	<p>訓練期間中の生活保障給付制度の創設・拡充(20年度第1次・第2次補正予算) ※23年度までの暫定措置</p>				訓練期間中の生活保障給付制度の更なる充実について検討
・就労ニーズに即した能力開発	<p>【最終報告】(p7 18行) 職業能力訓練校等のコース・カリキュラムを介護などの今後一層成長が見込まれる分野のウェイトを高めるよう見直すとともに、その内容も就労時に実際に求められる能力の開発につながるものとするなど、就労ニーズに即した能力開発の実現に向け、至急かつ継続的に取り組むべきである。</p>		PDCAサイクルによる訓練コース・カリキュラムの見直し等(毎年実施)			
②非正規雇用対策、若年者雇用対策						
・ジョブ・カード制度の推進	<p>【中間とりまとめ】(p5 22行) たとえば、座学と実習の組み合わせ訓練等を活用したジョブカード制度などが果たす役割はこの点で大いに期待されるところである。制度の周知徹底を図ると同時に、関係手続きの簡素化、事業主支援の拡充、後述するような生活資金給付の仕組みの導入等の工夫を行うなど、関係機関、団体が一体となって施策を見直し、充実させるべきである。</p> <p>【最終報告】(p8 2行) 若年能力開発対策によって、雇用保険制度の安定的な運営を確保するとともに、社会保障制度ひいては我が国経済社会全体の基盤の強化を図るべきである。</p>	<p>有期実習型訓練のキャリア・アップ型の本格実施(20年10月より開始)</p> <p>雇用型訓練に対する助成の拡充(20年度第2次補正予算)</p> <p>橋渡し訓練の創設(20年度第1次補正予算)</p> <p>訓練期間中の生活保障給付制度の創設・拡充(20年度第1次・第2次補正予算)【再掲】 ※23年度までの暫定措置</p>	<p><ジョブ・カード取得者数の目標> 24年度までに100万人</p> <p><職業能力形成プログラム修了者数の目標> 24年度までに40万人</p> <p>ジョブ・カード制度の普及・促進に向け、事業主支援の更なる拡充、モデル事業の実施等、雇用型訓練の受け皿の拡大のための施策を検討</p>			
・ニートの自立支援	<p>【中間とりまとめ】(p4 21行) 彼らが一人でも多く仕事に就くよう、安心感を与え、自立を助けるための社会的な取り組みや施策をきめ細かく講じるとともに、支援機関の間でネットワークを作り、一人一人の特性を踏まえた支援につなぐ体制を整えるべきである。このような施策を実施するためには、まず彼らの存在を把握する必要があり、そのための施策を地道に講じていくべきである。</p> <p>【最終報告】(p8 2行) 若年能力開発対策によって、雇用保険制度の安定的な運営を確保するとともに、社会保障制度ひいては我が国経済社会全体の基盤の強化を図るべきである。</p>	<p><地域若者サポートステーションによるニート等の進路決定者割合> 22年度に30%</p> <p>地域若者サポートステーション事業の拡充(21年度予算案) ※設置拠点の拡充(77箇所→92箇所)、教育機関等とのネットワークを強化し、若者・保護者に対し能動的働きかけ等を実施</p> <p>若者自立塾事業の推進(21年度予算案) ※訓練メニューの多様化等</p>				若者自立支援機関の間でのネットワークの強化、一人一人の特性に応じたきめ細やかな支援の充実など、ニート状態にある若者の職業的自立支援を効果的に推進するための施策を検討

社会保障国民会議第一分科会中間とりまとめ(平成20年6月19日)及び社会保障国民会議最終報告(同年11月4日)の該当箇所		工程表(平成20年度~)				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
・年長フリーター対策	<p>【中間とりまとめ】(p4 6行) そこで具体的な施策としては、就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター(25歳~34歳)等を重点に、正規雇用化促進施策を抜本的に拡充し、可能な限り速やかにこれを実施していくべきである。</p> <p>【最終報告】(p8 2行) 若年能力開発対策によって、雇用保険制度の安定的な運営を確保するとともに、社会保障制度ひいては我が国経済社会全体の基盤の強化を図るべきである。</p>	年長フリーター自立能力開発システムの拡充(20年度予算)	企業実習先行型訓練システム等の年齢要件の引上げ・撤廃(21年度予算案)			年長フリーターの常用雇用化に向け、年長フリーターの職業能力の向上に重点を置いた施策の充実について検討
③職業生涯の長期化への対応						
・豊かな職業生涯の実現に向けた支援			キャリア形成促進助成金の拡充(21年度予算案)	キャリア健診事業のモデル実施(21年度予算案)	キャリア・コンサルティング普及促進事業の一部拡充(21年度予算案)	長期化する職業生涯の中で、労働者が主体的にキャリアを形成していくための環境整備を推進するための施策を検討
・高齢者の能力発揮支援	<p>【最終報告】(p7 29行) 高齢化が一層進展する我が国において、長期化する一人一人の職業生涯を持続可能で充実したものとしていくための職業能力開発への支援を強力に進めるべきである。</p>	職業キャリアが長い方向けのジョブ・カードを活用した、中高年齢者のキャリアの棚卸し、再就職支援の実施(20年度開始)	技能継承等インストラクターの養成開始(21年度予算案)	技能継承等インストラクターの派遣開始	地域貢献活動分野に係る職業能力開発推進体制整備モデル事業(コミュニティ・ジョブ支援事業)の拡充(21年度予算案)	団塊世代の引退が本格化する中で、高齢者の職業キャリアを社会で活用するための更なる施策について検討
④能力開発施策体制の強化						
・総合的な就労促進・生活支援政策の検討	<p>【中間とりまとめ】(p5 33行) これらの施策に加え、能力開発政策を機軸としつつ、雇用保険制度および生活保護制度を有機的に連動させる総合的な就労促進・生活支援政策を検討すべきである。</p> <p>【最終報告】(p7 22行) 職業能力開発施策は、教育、雇用保険を活用した職業訓練はもとより、生活保護との連携をさらに強化する必要が大きい。</p>	母子家庭の母等の職業的自立促進事業を引き続き実施 (※対象者:児童扶養手当受給者及び生活保護受給者)	生活保護世帯の被保護者が若者自立塾に参加する際の生活保護の取扱いの明確化(20年5月)			雇用保険制度や生活保護制度との連携を含め、職業能力開発施策の充実・強化について検討
・国・地方・教育界・産業界が一体となつた体制の確立	<p>【中間とりまとめ】(p5 35行) その際、国と地方、政府と民間の連携にも留意することが重要だ。</p> <p>【最終報告】(p7 23行) また、地域毎に異なる産業・雇用の実態に即し、さらに施策対象を明確化してきめ細かに対応する必要もある。したがって、国が全国的な視点から引き続き責任を果たすことはもとより、地方への十分な財源の確保や、権限移譲も含め、地方がより主体性を持ち、国・自治体・教育界・産業界が一体となって各分野の施策を総合的・有機的に連動させかつきめ細かに実施運用できる体制を確立すべきである。</p>	「雇用・能力開発機構の廃止について」(20年12月閣議決定)において、次の点について決定 ・可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図ること ・ポリテクセンター・ポリテクカレッジ毎に、地域の中小企業団体・各種教育訓練機関・地方公共団体・ハローワーク等の声を反映できる協議会を設けるなど、地域との連携を強化すること等の改革を行うこと	改革に必要な法制上の措置について、22年度末までを目途に講ずる。(法案提出予定)			国と地方との役割分担を踏まえながら、国・自治体・教育界・産業界が連携した能力開発施策推進体制について検討